

東広島都市計画地区計画の決定（東広島市決定）

都市計画藤田沖地区地区計画を次のように決定する。

名 称		藤田沖地区地区計画
位 置		東広島市西条町大字土与丸の一部及び大字吉行の一部
面 積		約 4. 1 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当該地区は幹線道路及び河川に囲まれた地区で幹線道路沿道を中心に市街地が形成されており、今後、良好な市街地の形成を図るため、区画道路を整備し適正な土地利用を誘導する。
	土地利用の方針	地区内の利便性を向上させるため、区画道路の整備に併せた適正な土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	良好な市街地を形成するため、適切に区画道路を配置する。
	建築物等の整備の方針	建築物の整備に当たっては、地区の美化、緑化を図るため、建築物の意匠の制限、かき又はさく等の構造の制限を定め生垣等の推進を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 6 m 延長 約 1 7 0 m
	建築物等に関する事項	建築物、看板、工作物等は美観を確保し周囲と調和するものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路沿いにかき又はさくを設ける場合は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。ただし、高さ 1. 2 m 以下のもの、門又は門柱はこの限りではない。
備 考		

『区域、地区施設の配置は計画図の表示のとおり』

理 由

建築物及び地区施設を計画的に誘導することにより、良好な市街地の形成を図るため地区計画を決定する。

[illegible]

名 称	藤田沖地区地区計画
凡 例	
区 域 界	国土地利用計画地区計画区域界線
区画道路 6m	区画道路 6m

名 称	藤田沖地区地区計画
凡 例	
区 域 界	国土地利用計画地区計画区域界線
区画道路 6m	区画道路 6m

